

月報

98

発行所

青丘文庫

編集・発行★雑誌

〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1

メゾン青丘ビル2F

TEL (078) 734-5989

FAX (078) 735-8888

失業救済事業と朝鮮人労働者

在日朝鮮人運動史研究会 第二六八回例会

一九九四年七月十七日(日)

高木 伸夫

一九二五年一月から開始された冬季失業救済土木事業と朝鮮人失業者との関わりに焦点を絞った論考は少なく、管見の限り、加瀬和俊の六大都市を中心に事業の推移とどう事業修学希望者中、実際にどのような基準で選別、決定されたかと問う労作と、田巻松雄の名古屋市を例に日雇労働者の生活、労働状況などの究明と行政との関わりを追求する論考が注目される。

ここでは京都、大阪、神戸市の失業救済土木事業を一九二五年から三一年までの時期に絞って、特に朝鮮人労働希望者が登録条件の厳格化に伴い、どのように推移したのかを検討したい。また、同事業に朝鮮人側がどのように主体的に対応したのかも合わせて検討する。冬季失業救済土木事業期(一九二五—一九二九年)第一次世界大戦後の経済不況による都市部の失業者の増加と、その後の「米騒動」の衝撃は、労働運動の高揚、渡日朝鮮人の増加と相まって行政当局に各種の社会事業調査と事業施設の拡大を要請する。渡日朝鮮人に対しては「保護救済の道を講じ、併せて内地人との融和」(「神戸市伸日報」一九二四年三月一八日)を図るため融和団体を育成し、職業紹介などの便宜と共に管理の手を伸ばそうとしていた。

しかし、通常の職業紹介事業では冬季の労働需要減退期に都市部の日雇労働者が深刻な失業状態に陥らざるを得ないという事態に直面して、以後年々二月から内務省の主導で六大都市に失業救済土木事業を始めて実施する。その事業内容は①冬季(十一月から翌年三月まで)②六大都市又は関係府県が実施主体③就労者は原則として職業紹介所に登録されている失業者④賃金は同種の労働の普通賃金よりも低額、などであった。

救済規則、救護法の対象から除外されている失業者労働能力のある失業者に対して金銭給与の代わりに仕事を与えて救済するとの趣旨のもと、都市在住者(京都府は隣接町村在住者も含む)であれば希望者は誰でも登録できた。

神戸市の失業救済土木事業の朝鮮人登録者数は二五年四五名(全登録者一一五三名)、二六年六六四(二五五三名)、二七年一七八七名(四六一八名)、二八年七三三名(五二二名)であり、二七年までは増加傾向を示し、二八年に激減していることがわかる。大阪市では二七年から激減する。逆に京都市では二八年に急増する。

全国的には登録者数が横ばい気味であることから、三都市の朝鮮人登録者の増減は失業者の増減がそのまま反映された結果では無く、登録方式の変化に注目する必要がある。神戸市は二八年に各自の自由登録方式を廃止、就労希望者は各居住地域を担当する方面委員に登録希望を伝え、当人の貧困状況等を委員が調査の上、要救済失業者と認定した者について一括して登録窓口で申告する審査方式を採用した。この結果、同年度の朝鮮人登録者数は前年度の四パーセントにまで激減する。

では、京都市は大阪、神戸市に比較して朝鮮人登録者が二八年に増加したのだろうか。二八年は東京、横浜、名古屋でも朝鮮人登録者が急増しているが、名古屋は同年より労働手帳制度を採用する。労働手帳制度は従来の自由登録方式から職業紹介所が登録の認定権を保持することを意味し、全国的には翌二九年から実施されている。

京都市などの朝鮮人登録者の増加は、登録制度の厳格化にも拘らず「失業者ノウチ救済ヲ要スル者」の存在が無視出来ない当地の失業情勢が反映しているのはあるまいか。今後、三都市の比較を綿密に行いながら、朝鮮人登録者の位置を労働市場との関連で検討する課題が残されている。

在満韓人（朝鮮人）祖国光復会の成立と活動

— 新しい中国史料による考察 —

水野直樹

満洲における朝鮮人の抗日闘争に関する研究は近年大いに進んだが、まだ解明されていない問題が残っており、今後研究のいっそうの深化が必要である。金日成の死去はある意味で研究の一つの転換点になるかもしれない。

さらに、中国共産党の党内文書を見ることができるようになったのは、資料上の大きな前進である。この資料を利用して、一〇年近く前に発表した拙稿「コミンテルン第七回大会と在満朝鮮人の抗日闘争」（『歴史評論』第四二三号）の論旨を深めたい。

一九三〇年代前半、満洲の中国共産党組織に加わって抗日闘争を展開していた朝鮮人活動家は、「三二年以降「民生団事件」という試練に直面した。朝鮮の独立や満洲における朝鮮人自治を主張する者は、反革命であり日本の手先、民生団員と見なされ粛清されたのである。反民生団闘争が展開された東満では、三五年までに五〇〇名をこえる朝鮮人幹部が粛清され、大衆的基盤を失った遊撃隊は他の地区に移動しなければならなくなった。

このような事態を克服するために、いくつかの方策が論じられた。反民生団闘争の方法を改めてすべての朝鮮人を民生団員と決めつけるやり方をやめる方向が打ち出されたが、そのほか重要な点は、「間島韓人自治」を中共のスローガンとすること、遊撃隊を朝鮮人と中国人の部隊に分けること、朝鮮独立のための活動を展開することであった。

これらの方策を取り入れて、三五年末、コミンテルン駐在中共

代表団は在満朝鮮人の運動に関して新たな方針を決定した。その内容は、「間島韓人自治」の建立、韓国民族革命軍の創建、韓国民族革命党の結成、中共党内での朝鮮人小組・支部の設置の四点だった。

この新方針を東満の抗日連軍第二軍、南満の第一軍が実践に移したが、その過程でそれぞれの内容が変化することになった。「韓人自治」のスローガンはそのままだったが、韓国民族革命党は大衆組織としての在満韓人（あるいは朝鮮人）祖国光復会になった。祖国光復会は中共南満省委の指導を受ける東満・南満合同の組織として結成されたが、実際には金日成が率いる抗日連軍第一路軍二軍六師が遊撃区を開拓した長白山地区を中心とするものになった。それ以外にも、第五軍の活動する吉東地区、あるいは第三路軍の活動地区である北満などでも祖国光復会が組織された。朝鮮人に対する宣伝活動を行ったりしていることは注目される。ソ連領へ移動するまで抗日連軍は祖国光復会を通じて（あるいはその名前によって）朝鮮人の抗日闘争を高めようとしたのである。新方針のうち「韓国民族革命軍」は結局成立しなかったが、それを代位するものとして朝鮮人部隊が編成されたと思われる。金日成を師長とする抗日連軍二軍三師（のち第一路軍二軍六師）の中の第七団がそれである。長白山地区に進出した七団は、朝鮮人工作を行って新たな隊員を獲得し、普天堡攻撃にも加わった。この部隊が「朝鮮人民革命軍」を名乗ったという資料は見当たらないが、新方針を部分的に実現したものと考えてもよい。

三五年末に打ち出された新方針をもっともよく実践したのが、金日成であった。それによってその名前は広く知られるようになり、解放後の地位確立を保証するものとなったが、満洲での活動は中共の路線・方針にもとづくものであったことも否定できない。

日韓キリスト教史研究会 第四十六回例会
一九九四年七月二三日（土）
朝鮮会衆基督教会の形成と柳一宣
姜 信龍

一九一〇年十月、日本組合教会の定期総会で朝鮮人伝道の開始を決議し、朝鮮伝道部が設置されることにより始まった日本組合教会の朝鮮伝道は、千九一九年三月一日の三・一独立運動以後、宣教の厳しい状況の下で置かれることになったのである。これはまず、組合教会の朝鮮教会を見る朝鮮人達の視線である。三・一独立運動に対して表した組合教会の対応は朝鮮のほかの教会と組合教会の差を区別できるようにした。これは朝鮮民衆に組合教会に対しての抵抗感を招いたと思われる。次は寺内総督の後任として朝鮮総督になった斉藤総督の朝鮮に対する政策の変換である。

こういう中で、組合教会の朝鮮伝道は外形的には依然として成長を維持していた。組合教会の朝鮮伝道部の主任の渡瀬常吉は基督教世界に（一九二〇年六月十日、一七日）のせた『朝鮮伝道の一進転機』で奮起することを唱えている。同年九月十六日には海老名弾正が京城に行って京城教会前進伝道の集会を開いた。又、一九二〇年大阪で、朝鮮教化講演会が開き、海老名弾正をはじめ、朝鮮伝道に対して講演するが、朝鮮問題が甚だ深刻な状態になっているのを認識していた。一九二一年一月の『奈良協議会』では「我が教会の朝鮮伝道に対する使命を高調し目下の状態に鑑み一層其事業の充実を期すること」を決議した。渡瀬は『朝鮮靈化運動の開始』（一九二一・三・一七、基督教世界）を催すのである。しかし日本組合教会の第三七回総会（一九二一・十）で、朝鮮伝道部を廃止し、朝鮮人教会は朝鮮会衆教会に独立させることとなった。表面的な理由は朝鮮人の自由自治教会にしようとするのであるが、裏には伝道のための資金調達が切られたことがあった。寺内総督の朝鮮同和政策に積極的にキリス

ト教を利用しようとした方針が斉藤総督によって放棄されることになったのである。これによって総督府からの莫大な後援金が出来なくなったのである。

朝鮮会衆教会の会長になる柳一宣は同総会で、日本組合教会に感謝しながら、「涙を以て活躍したい」とのべている。『朝鮮会衆基督教会の綱領』をみると、一、会衆基督教会は天地の主宰なる神の正義と仁愛を尊信し、救主基督の十字架寶血を奉体して地上に天国を建設することを理想とする。二、会衆基督教会は自由信仰の充実を図謀し、進歩的思想を高調して人格の存養と社会の革新を基する。三、会衆基督教会は愛人如己の大義を鼓吹し、基督の兄弟主義を遵奉して一致提携の美德と相愛包容の大精神を発揮する。四、会衆基督教会は自給自立の主義に基し、教会の財力を拡充させて共同協力の主義に因って教会の発展を完全とする。五、会衆基督教会は祖先を敬慕して其遺徳を闡揚し、後生を愛護して其発英を期待して倫理の大本を樹立する（東亜日報一九二一年九月八日）。柳一宣は一八七九年十二月二七日ソウル生まれで、渡瀬が経営した京城学堂で教育を受けて、渡瀬の推薦によって東京物理学校に留学し、京城に戻って教師となり、又渡瀬の推薦により同志社で神学を学んだこともある。柳一宣は組合教会の朝鮮伝道が始まると、渡瀬のもとで伝道事業に尽力し、朝鮮会衆基督教会が出帆すると熱心に活動するが、教勢は弱くなりつつ、その中で一九三七年心臓麻痺で死んだ。柏木義円は『所謂鮮人日本国民化の失敗』（上毛教界月報、三一八号）で、「今や柳一宣氏は頗る悲況に陥つて居らるゝものゝ如くである。此れ全く某氏が組合教会朝鮮人伝道の出発点を誤つたからである。某氏の如き、踏み止て柳一宣氏と打殺返も共にせらる可き筈なるに、独り柳一宣氏を見殺しにするのは果たして如何。」と述べ、組合教会の朝鮮伝道と渡瀬常吉の誤りを指摘している。

韓国: 国史編纂委員会からの新着図書

備邊可謄録 9	對馬島宗家関係文書	書契目録集Ⅲ
備邊可謄録 10	對馬島宗家関係文書	書契目録集Ⅳ
備邊可謄録 11	韓国史⑫	
古文書目録 I	韓国史⑬	
駐韓日本公使館記録 8	韓国史⑭	
駐韓日本公使館記録 9	韓国史⑮	
国史館論叢 第41輯	韓民族独立運動史 12	
国史館論叢 第42輯	韓民族独立運動史資料集 別集6	
国史館論叢 第43輯	韓民族独立運動史資料集 別集7	
国史館論叢 第44輯	韓民族独立運動史資料集 別集8	
国史館論叢 第45輯	韓民族独立運動史資料集 別集9	
国史館論叢 第46輯	韓国独立運動史 資料22 臨政篇Ⅶ	
国史館論叢 第47輯	韓国独立運動史 資料23 臨政Ⅷ	
国史館論叢 第48輯	駐韓日本公使館記録 31	
国史館論叢 第49輯	駐韓日本公使館記録 32	
国史館論叢 第50輯	駐韓日本公使館記録 33	
各司謄録 64 謄録類抄1	駐韓日本公使館記録 34	
各司謄録 65 謄録類抄2	駐韓日本公使館記録 35	
各司謄録 66 謄録類抄3	韓民族独立運動史資料集 16 三一運動Ⅳ	
各司謄録 67 英祖 申別謄録	大韓民国史資料集 13 韓国関係英国外務省文書	
各司謄録 68 英祖 申別謄録2	大韓民国史資料集 14 韓国関係英国外務省文書	
各司謄録 69 英祖 申別謄録3	王辰記録 龍湾間見録	
各司謄録 70 等司可	韓国史論 23	
各司謄録 71 備邊可関係	朝鮮王朝寛録分類集 思想篇	
	朝鮮王朝寛録分類集 變乱篇Ⅰ	

◇ 研究公云御案内 ◇

合同研究会 一九九四年十月一六日(日)

△第一部▽

朝鮮民族運動史研究会 第二三九回例会

時間 午後一時半～三時

報告者 谷光美紀氏

テーマ 「土地問題から見た在露朝鮮人社会」

△第二部▽

在日朝鮮人運動史研究会 第二七〇回例会

時間 午後二時半～五時半

報告者 水野直樹氏

テーマ 「戦後在日朝鮮人、台湾人の

参政権『停止』について」

日韓キリスト教史研究会 第四八回例会

一九九四年十月二二日(土) 午後二時

報告者 趙 戴国氏

テーマ 「韓国民衆伝説とキリスト」

*場所はいづれも青丘文庫にて